

## **[事案 23-136] 契約取消請求**

・平成 23 年 10 月 24 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

昭和 54 年に、満期時に約 1070 万を受け取ることができるとの保険会社の募集人の勧誘により、申立契約を締結したので、1070 万円と、受領済みの金額との差額分を求め、申立てがあったもの。

予備的に、保険料の領収書に押印された保険会社の会社印が正しいものではないことを理由に、申立契約が無効であるとして、既払込保険料から上記受領済みの金額を控除した金額を求める。

### **<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり、主位的請求については、「確定判決と同一の紛争」に該当し、また、予備的請求については、申立内容がその性質上裁定審査会が裁定を行うのに適当でないと認められることから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 24 条 第 1 項（3）および(9)に基づき、不受理とした。

#### 1. 主位的請求について

申立人は、主位的請求と同一請求を、過去に裁判所に提起し、原告である申立人の請求を棄却する判決が言渡され、控訴を行ったが、控訴を棄却する判決が言渡され、その後、上告を行わず、判決は確定している。

#### 2. 予備的請求について

保険料の領収書が正当なものか否かは、保険料支払いの事実の証明に影響することはあるものの、前記判決によれば、保険料の支払いがなされたことは、申立人と相手方との間で争いはなく、また、仮に、保険料の領収書に問題があったとしても、そのことにより申立契約が無効になることはないので、いずれにしろ、申立人の予備的請求が成り立たないことは明らかである。